

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
10月13日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第十八条第二項第一号に規定する適格講習 (長寿社会課)……………二

道路の位置の指定 (建築指導課)……………二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (住宅課)……………二

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課)……………三

農地保有合理化事業規程の承認 (農業経営課)……………四

国営農地再編整備事業 (豊北地区原換地区) の換地処分 (農村整備課)……………四

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………四

選管告示

政治団体の名称等……………四

政治団体の異動事項……………五

解散等に係る政治団体の名称等……………五

資金管理団体の名称等……………五

公安委公告

一般競争入札の実施……………六



山口県告示第五百四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十月十三日から同年十一月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 新日鉄マテリアルズ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日鉄マテリアルズ株式会社金属箔部金属箔工場
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (t/月)力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間
六五	六〇	平成一八 年一、一、六	平成二八 年一、二、二九	平成一、九、 五	連 続 二 四時間 変動なし

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
六五	一一・五	四〇	四・五
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	一四・九	四五	二・三〇
			三九〇
			一五
			二〇
			〇・三
			〇・六
			二八八
			四三二

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
七・四	八・五	七・五	二〇・六
			三〇
			四・五
			二〇
			三〇
			〇・三
			三
			一〇二
			一五〇

山口県告示第五百四十六号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第五百四十四号) 附則第十八条第二項第一号に規定する適格講習は、次のとおりである。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第七十九号) 附則第一条の規定による廃止前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第九十四条に規定する講習会を指定する省令(平成十四年厚生労働省令第二百一十一号)の表に定める講習会

山口県告示第五百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
光市中島田二丁目二〇四三の一〇及び二〇四三の二三	四・五	二七・七	一四〇・四三

山口県告示第五百四十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、中津江県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 中津江県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 萩市大字椿東字上津江地内

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上四階建	一、八九一平方メートル	二四戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十八年十月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年十月二十五日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年十一月十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三―三八七〇)にすること。



(五三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年六月二日山口県公告(二九九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十月十三日から同年十一月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル際波店

所在地 宇部市大字際波一四四五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年六月二日山口県公告(三〇〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市

から意見を聴きました。
 当該意見は、平成十八年十月十三日から同年十一月十三日まで、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市秋穂総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 秋穂ショッピングセンター
 所在地 山口市秋穂東六七四六の一
- 二 意見の概要
 特に配慮を求めると事項はない。

(五三五) 農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程を次のとおり承認しました。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称
 美祢市大嶺町東分三四四三の一
 山口美祢農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類
 農地売買等事業

(五三六) 国営農地再編整備事業(豊北地区原換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区原換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日

平成十八年九月二十六日
 二 換地処分の内容
 国営農地再編整備事業(豊北地区原換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(五三七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 山陽小野田市日の出四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山陽小野田市大字東高泊六番地の一
 有限会社エーステートいしへ



山口県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
政治結社大日本新政治会支部	浅本 輝明	弘奥 法造	下松市栄町3丁目4番6号		平成18、9、1
時田ようすけ後援会	浅本 輝明	弘奥 法造	萩市大字権28の6		" " 11
時田ようすけ後援会	飯田 健	小松 謙二	宇部市南浜町2丁目4番2号		" " 8

吉田達彦後援会	松原 茂 椎木 一雄	山口市楠木町5番29号	"	"	19
---------	------------	-------------	---	---	----

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年十月十三日

山口県選挙管理委員会 委員長 櫻田 勉 同

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党阿知須支部	代表者	武永 輝男	西田 健一	平成18、9、15
	事務所	山口市阿知須2633	山口市阿知須3747	
自由民主党徳山支部	代表者	藤井 律子	近間 一義	"
	会計責任者	山上 雅弘	工藤 哲夫	
日本共産党山口県中部地区委員会	事務所	周南市月丘町4丁目7	周南市東山町12番40号	"
	代表者	山口市楠木町5番29号	山口市湯田温泉1丁目9番5号	
渋谷正後援会	代表者	松村 秀樹	家本 哲夫	"
	会計責任者	吉岡 和明	志熊 宏	"
野田隆志後援会	代表者	小林 治	森本 耐輔	"
	会計責任者	藤本貴美子	広兼利江子	"
姫野敦子ところネットワーク	代表者	山崎 和文	徳岡 敏	"
	会計責任者	吉岡 和明	志熊 宏	
藤井哲史後援会	代表者	山崎 和文	徳岡 敏	"
	会計責任者	吉岡 和明	志熊 宏	

藤重建治後援会	事務所	岩国市周東町祖生4578	岩国市周東町祖生2925	"	13
---------	-----	--------------	--------------	---	----

藤三会	会計責任者	藤原由美子	藤原三喜雄	"	12
	事務所	岩国市周東町上久原1751	玖珂郡周東町大字上久原1751		

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十月十三日

山口県選挙管理委員会 委員長 櫻田 勉 同

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
野田隆志後援会	小林 治	上田 泰成	宇部市大字末信500	平成18、9、25
藤三会	松村 勇次	藤原由美子	岩国市周東町上久原1751	"

山口県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年十月十三日

山口県選挙管理委員会 委員長 櫻田 勉 同

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備考 (指定届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地		
浅本 輝明	山口県議会議員	浅本てるあき後援会	下松市栄町3丁目4番6号	浅本 輝明	平成18、9、1



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年十月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

通信指令支援システム 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成十九年三月一日から同月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部生活安全部通信指令課ほか二十五箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十七年山口県告示第三百七十六号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成十八年山口県告示第六十二号）に基づき資格審査

査において、パソコン・ネットワーク機器類について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部生活安全部通信指令課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部生活安全部通信指令課

(三) 受領期限

平成十八年十一月二十二日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成十八年十一月二十四日午後一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成十八年十一月二十四日午後一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部生活安全部通信指令課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三六六七)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: a set of communications command support system
 - (3) Use term: From March 1, 2007 to March 31, 2007
 - (4) Use place: Communications Command Division, Community Safety Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 25 places
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Communications Command Division, Community Safety Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City Phone (083-933-0110)
 - (6) Time-limit for tender: 5:15 p.m. November 22, 2006 (In case of bringing a tender: 1:00 p.m. November 24, 2006)

平成十八年十月十三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）